## 道路関係四公団民営化の基本的枠組みについて (回答様式)

~ 今後検討すべき課題等 ~

地方公共団体名	熊本県					
1 新たな組織と	役割					
(1)機構と会社の設立	<u>ī</u>					
意見:						
なし 						
(2)道路資産の帰属	上債務返済の考え	え方				
支持する案がある	5 (案-1- )	支持できな	い案がある <b>案-1</b> - <i>A</i>	A) [/	どちらとも言えな	:1 \
│ 上記の理由 │ 高速道路は、一般	投道路とあいる	まって住民生活	を支える基本的な	な社会資本で	であり、全国的	な視点で
整備が進められてき	•			•	* <i>L</i> , >	
■ 民間企業がその 備進捗に大きな影響						
考える。			, = 10101011111			,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,
その他意見						
(3)地域分割		7				
支持する案がある 上記の理由	5 (案-2- )	支持できな	い案がある <b>案-2-<i>P</i></b>	A)[ <u> </u>	どちらとも言えな	:1 \
会社を細分化する						
ネットワーク整備か   進捗に格差が生じる						での整備
また、首都、阪社	_	• • • •		_	•	ているな
│ど、日本道路公団と │ その他意見	生性格が異なる	S部分があり、独	<b>並して民営化す</b>	べきと考える	<b>5</b> .	
との他急免						
2 新規建設						
	 )評価					
】 - 意見:						
現在整備計画区	=			ご評価をする	のではなく オ	ペットワー
ク全体として基本記 	一世区间も含め	ノに評価が必要	<b>じの</b> る。			
(2)新会社による建設	その範囲とそのた	上組み				
支持する案がある	s <b>庺</b> -3-C ) 🔽	支持できな	い案がある <b>案</b> -3-A	) [/ 8	どちらとも言えな	,\
│ 上記の理由 │ 高速道路はネッ	トワークとして	完成してはじめ	ってその本来の効	果を発揮する	らものであり、	個別路線
の採算性のみで建	設の是非を判	断すべきでは			· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
は、できる限り料金   その他意見	以人を沽用す	る必安かめる。				

3 料金の性格と水準
(1)料金の性格と民間企業としての収益確保
支持する案がある (条-4- ) 支持できない案がある (条-4-A) どちらとも言えない 上記の理由
料金に利潤を含めると固定資産税の課税が問題となり、課税された場合、債務返済並びに未整備区間の整備財源に与える影響が大きいため、利潤を含むことについては慎重な検討が必要と考
える。
その他意見
(2)料金の水準
辛目・

既存の社会資本 (高速道路)の有効活用という視点から、弾力的な料金設定は必要と考える。た

だし、未整備区間の整備に支障をきたさないよう十分配慮すべきである。

## 4 承継する資産 債務の内容 評価

(1)承継資産・債務の考え方

意見

なし

## その他の意見 (道路関係四公団の民営化、基本的枠組み等について自由にご記入下さい)

高速道路はネットワークとして整備されてきたものであり、ネットワーク全体の完成によりはじめて本来効果を発揮するものである。よって、整備計画区間9,342kmの整備はもとより、基本計画区間を含む全体11,520kmの整備を着実に進めることができるスキーム作りが不可欠である。

沿線の市町村においては、高速道路の整備を前提とした地域振興プロジェク hが進められており、これらへの影響も勘案し、ネットフーク全体の早急な整備が必要である。

ネットワーク全体の早期整備を図るため、新会社での整備については、料金収入をできる限り 建設費に回し、早期整備が可能となる制度とすべきである。

新直轄方式による整備費用のうち地方負担の財源については、道路特定財源の地方への移譲等により、実質的な負担が生じないよう。 は対しては、道路特定財源の地方への移譲等により、実質的な負担が生じないよう。

また、新直轄方式で整備された路線は、無料で供用されると考えられるが、その維持管理費については、高速道路が国家的な社会資本であることを踏まえ、国が全て負担すべきである。